

総 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長
竹 内 啓

諮問第 295 号の答申
平成 17 年に実施される国勢調査の計画について

総務省は、平成 17 年に実施を予定している国勢調査（指定統計第 1 号を作成するための調査）について、10 年ごとの大規模調査の中間年に実施される簡易な方法による調査として実施することを計画している。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（中位推計）によれば、我が国人口は平成 18 年をピークに減少に転じると見込まれており、今回調査は、人口動向や世帯構造について時代を画する統計として、今後頻繁に比較・参照されるベンチマーク的な統計を作成することになると考えられる。

本審議会は、国勢調査の重要性にかんがみ、前回調査以降の社会・経済情勢の変化の下で、統計需要への的確な対応、調査の円滑かつ効率的な実施等の観点から、調査計画の全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回調査の計画

(1) 調査方法

ア 調査書類整理用封筒による調査票任意封入提出方式の導入

調査方法については、平成 12 年国勢調査において、記入者のプライバシー意識の高まりに対応して、記入済調査票の内容を統計調査員に見られたくないという世帯については、調査票を「調査票の記入のしかた」に挟み、これを封入用シールを用いて封入して提出できる方式を導入して実施している。

今回調査では、調査票の配布時に「調査書類整理用封筒」を一緒に配布し、記入済調査票の内容を統計調査員に見られたくないという世帯については、同封筒に封入して提出することができる任意封入提出方式により実施する計画である。

同方式について、平成 16 年 7 月 31 日現在で実施された平成 17 年国勢調査第 3 次試験調査（以下「第 3 次試験調査」という。）で実際に検証した結果によると、調査票の封入提出世帯の割合は、平成 12 年国勢調査のそれを若干上回ったものの、統計調査員に調査票をそのまま提出したものと封入提出したものとの相違を未記入等の状況についてみると、統計調査員又は市区町村による審査が行われる前の提

出時点では、両者に有意な差がみられなかった。このことを踏まえると、同方式の導入については、結果精度を確保しつつ、プライバシー保護をより徹底する方法として、おおむね適当と認められる。

しかしながら、今回調査では、平成 12 年調査よりも封入して提出する世帯が増加することが予想されることから、全世帯において正確な調査票の記入が行われるよう、調査票配布時の統計調査員による説明の仕方並びに「調査票の記入のしかた」及び「調査書類整理用封筒」の記載内容について一層の工夫を行うとともに、市区町村において審査を的確に行えるよう審査体制を整備する必要がある。

なお、第 3 次試験調査で用いたポリプロピレン製の「調査書類整理用封筒」については、報告者及び地方公共団体からの意見等を踏まえ、紙製の封筒に変更する等その仕様について改善することが望ましい。

イ 統計調査員が会えない世帯についての調査

統計調査員が会えない世帯については、従来から、当該世帯員以外の近隣の者等から「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目を聞き取り調査により調査するとともに、集計結果におけるその他の調査事項の不詳を少なくするために、平成 7 年調査からこれら世帯を対象に調査票の郵送提出依頼を行っている。今回調査では、郵送提出依頼を行っても提出が得られない世帯を対象に、更に督促状の配布を行うことを計画しており、その効果について検証するため、第 3 次試験調査を実施したところである。同試験調査結果によれば、督促状の配布については、調査票の回収に一定の効果が認められたので、これを実施することが望ましい。

ウ 調査対象の把握

調査対象の把握について、これまでの国勢調査結果をコーホートでみた場合、大学生やその他若年層等一部の年代で不連続がみられるが、この原因として、これらの者が調査日現在に常住地にいないことなどにより把握漏れが生じやすくなっていることが考えられる。

このことについては、これら世代の者が調査日現在の常住地での的確に把握されるよう、これらの世代の者がいる世帯や大学等に焦点を当てた広報の実施及び調査の周知方法について工夫する必要がある。

エ 調査協力の確保

調査協力の確保については、調査の円滑な実施を図るため、各種の広報の実施や関係機関・諸団体への協力要請を行うこととしている。

このことについて、第 3 次試験調査において統計調査員が調査困難と感じた世帯の状況についての集計結果をみると、世帯の不在、オートロックマンションによる面接困難、世帯の調査非協力などで調査困難の割合が高くなっている。

したがって、調査の円滑な実施を図るため、これら世帯に焦点を当てた広報の実施及び調査の周知方法を工夫するとともに、マンション管理会社等の協力を確保するための方策についても一層の強化が望まれる。

(2) 調査事項及び調査票

調査事項については、平成 7 年の簡易調査と同様の 17 項目であるが、平成 12 年の大規模調査において就業形態の多様化等を的確に把握するために、i)「1 週間に仕事

をした時間」の追加、ii)「従業上の地位」に係る「雇用者」の内訳を「常雇」と「臨時雇」とに細区分する変更を行ったところであり、今回調査においてもこれら事項を継続して調査することとしている。

これらについては、平成12年調査に引き続き、就業や雇用に関する構造の分析など広範な利用に資するものであり、適当と認められる。

また、調査票については、A4判変形両面記入のOCR仕様とし、文字のポイントを平成12年調査より若干大きくするとともに、レイアウトについても工夫している。

これらについては、報告者における正確な記入の確保と負担の軽減に配慮した措置であり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、調査票へのより正確な記入を確保するため、次の点を改善する必要がある。

- ① 調査票6欄「1週間に仕事をしましたか」の「通学」の者については、本来、8欄「従業地又は通学地」までの記入で終了となるが、誤って9欄の「勤めか自営かの別」まで記入を行うおそれがあるので、記載内容の記入誤りが生じないよう6欄において記入箇所を明示すること。
- ② 調査票10欄「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」については、兼業農家や複数の仕事を有する者、派遣労働者等の正確な記入が行われるように、世帯へ配布する「調査票の記入のしかた」において分かりやすく明示すること。

(3) 集計事項及び結果の公表

ア 集計事項

集計事項については、①少子高齢化に関する集計、②世帯構造・雇用環境の変化を踏まえた集計、③男女共同参画社会に対応した集計等の充実を図るとともに、④平成12年調査以降の市町村合併に対応して、基本的な事項については、合併前の市町村について集計を行うこととしている。

これらについては、国勢調査の結果に対する多様なニーズを踏まえて、結果の利用拡大に資するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、結果表章に当たり、結果利用の利便性を高めるため、職業分類について、最近の職種変化等を踏まえた分類区分の追加を行うほか、子供の年齢区分や就業時間区分等について、他の世帯統計と比較可能な分類区分とすることが適当である。

なお、集計方法については、調査票8欄の「従業地又は通学地」について、統計調査員の事務負担を軽減する観点から自動コーディングの導入が検討されたが、第3次試験調査の結果からみると、格付け誤りが無視できない割合で発生しているため、今回調査は従来どおり、統計調査員又は市区町村において格付けを行うことが適当である。

イ 結果の公表

結果の公表については、「第3次基本集計結果」及び「従業地・通学地集計結果その2」並びに「抽出詳細集計結果」及び「従業地・通学地集計結果その3」について、公表の早期化を図ることとしている。

これらについては、最近の社会・経済情勢等の変化や調査結果に対する各種の統

計需要に対応したものであり、適当と認められる。

なお、結果の公表に当たっては、例えば、「通学者数」には「通学のかたわら仕事をする者」が含まれないことなど、利用者がデータの読み間違いを生じやすいと思われる事項について、用語の解説等にその旨明記するなど留意が必要である。

(4) 事後調査

事後調査については、従来から国勢調査の実施結果を結果精度の面から実地に検証し一定の効果を上げてきたところであるが、今回も今後の国勢調査の企画及び国勢調査の結果利用の参考資料を得るため、平成17年12月15日現在で実施する計画である。特に今回調査では、封筒を使用した調査票の封入提出を可とする方法を初めて導入することとしており、この方法が国勢調査の結果に及ぼし得る影響等について精度面から検証し、国勢調査結果の適切な評価に資するためにも、その実施は必要と考える。

しかしながら、事後調査については、本調査に比べ世帯の理解と協力が得にくいこともあるため、調査の趣旨について調査世帯の理解を深めるとともに、実施方法や協力依頼に十分な工夫をすることが必要である。

2 今後の課題

国勢調査は、国の基盤をなす人口に関する最も基本的な統計として、国及び地方公共団体の各種施策の企画・立案や他の世帯を対象とする統計調査の母集団フレーム等に必要不可欠のものであり、全数調査により継続的に実施されることが重要である。

また、社会・経済情勢の変容が統計ニーズを多様化させ、それへの的確な対応が求められる一方で、調査実施の周辺環境は、統計事務のコスト削減の要請、昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等による面接困難世帯の増加、さらには、プライバシー意識の高まりや統計調査への協力義務意識の希薄化に伴う調査非協力の拡大等により、一層厳しくなるものと想定される。

このような諸課題に的確に対応していくため、今後の国勢調査の実施については、次の事項について検討・研究する必要がある。

(1) 調査事項等について

調査事項については、大規模調査年には22項目、簡易調査年には17項目による調査を継続している。

限られた調査事項の中で一部の調査事項は、他の大規模周期統計調査においても設定されているものもある一方で、「5年前の常住地」など人口移動の毎回把握の検討等の要請がある。

また、近年、派遣労働者数の増加に対応して、産業構造等のよりの的確な把握のため、派遣労働者については、その派遣先産業についても把握が必要になると考えられる。

これらについては、報告者負担の軽減を図りつつ、調査を効率的に実施するとともに、新たな統計ニーズに対応するため、今後の調査事項の在り方について、検討・研究する必要がある。

なお、調査の単位である世帯については、マンション型有料老人ホームにおける居住者の増加等高齢者の居住形態の多様化に対応して、世帯構造の変化等を的確に把握し、調査の正確性を確保するため、社会福祉施設等における世帯のとらえ方等につい

て検討する必要がある。

(2) 調査方法について

調査方法については、調査実施の環境の変化等を踏まえ、統計調査員による調査が困難な対象に対しては、より正確な統計を作成するため、郵送調査、インターネット調査等多様な調査方法の導入や外国人に対する調査方法について検討・研究する必要がある。

また、聞き取り調査対象となった世帯に関する欠測値データの補完を的確に行い、結果精度を維持するため、行政記録の利用等の方策について研究する必要がある。

(3) 調査結果の多様な利用について

調査結果については、利用者が一般的に利用できるのは公表された集計結果に限られていることから、個別の集計ニーズに対応するためのオーダーメイド集計の導入を検討する必要がある。

さらに、予算や人的な制約があるため、現在集計されていない都道府県・市区町村に係る職業別・産業別の詳細結果について、その集計を可能とする仕組み等の検討や今後の多様な統計ニーズに対応し得るようなデータ・アーカイブ機能の研究を行う必要がある。